

経済的に困りの方へ 生活支援相談窓口へご相談ください

「生活を立て直したい」「仕事や家計に関する相談がしたい」「経済的に困っているがどこに相談したらよいのか分からない」などの相談を、社会福祉士等の資格を持った相談支援員がお受けし、問題解決に向けて支援します。お気軽にご相談ください。

【相談日時】月・金曜日午前8時30分～12時・午後1時～5時(祝日等を除く)

【相談場所】区役所第2分庁舎3階(新宿5-18-21)

【問合せ】福祉部生活支援相談窓口(第2分庁舎3階) ☎(5273)3853 ☒(320)28171へ。

※相談を希望する方は、なるべく事前に電話でご連絡ください。

教育費の貸付制度のご利用を

貸付は無利子ですが、所得制限等の要件があり、申請から貸付には約1か月かかります。事前にご相談ください。

①受験生チャレンジ支援貸付事業
学習塾等の費用と高校・大学等の受験料を貸し付けます。連帯保証人1名が必要で、入学した場合等は返済を免除します。

【対象】中学3年生・高校3年生(中学校・高校既卒者、高等学校卒業程度認定試験に合格した20歳未満の方も対象)

【貸付限度額】▼学習塾や通信添削費等の費用(26年4月から受験までの期間が対象)：20万円
▼高校・大学等の受験料：中学3年生等は2万7千400円、高校3年生等は10万5千円
※申し込み期限は2月中旬です。1月中には電話予約の上、ご相談ください。

②生活福祉資金(教育支援資金)
各種奨学金の利用が難しい世帯に、学校教育法に規定する高校・大学等の入学金・授業料等を貸し付けます。支払っていない費用が対象です。就学する本人が借受人、世帯の生計中心者が連帯借受人となり、原則として連帯保証人は不要です。申請から返済まで、民生委員が支援します。

【貸付限度額】▼就学支度費(入学金：50万円)
▼教育支援費(授業料等)：月額で高校・専修学校(高等課程)は3万5千円、高等専門学校・短期大学・専修学校専門課程は6万円、大学は6万5千円
【返済期間】14年以内(卒業後6か月は据え置き)
【問合せ】新宿区社会福祉協議会法人経営課(高田馬場1-17-20) ☎(5292)3250、☎(527)6541へ。

防犯パトロール区域

門けん 守3つ

新宿区立小学校PTA連合会
申込・開催・戸聲・西谷管理課
〒160-8588 新宿区西谷2-2-2
03-3353-1111

防犯パトロール区域

早く帰33!

新宿区立小学校PTA連合会
申込・開催・戸聲・西谷管理課
〒160-8588 新宿区西谷2-2-2
03-3353-1111

高橋連さん(愛日小6年)
高橋連さん(淀橋第四小5年)

小学生の防犯ポスターコンクール 作品展

子どもの安全と防犯について考えるきっかけになるよう、区立小学校PTA連合会がポスターの図案を募集しました。応募作品37点から各校が優秀作品2点上下図は、防犯ポスターとして地域の掲示板等に掲示します。

【日時】1月6日(火)～19日(月)午前8時30分～午後5時(土・日曜日・祝日を除く)・6日(火)・13日(火)は午後7時まで。19日(月)は午後3時まで

【会場】区役所本庁舎1階ロビー

【問合せ】教育支援課地域家庭教育係 ☎(3232)1078へ。

消防署の職員をかたる 不審な電話にご注意を!

11月ごろから、都内各地で消防署の職員を装った不審な電話が頻発しています。

犯人は「防災グッズを送るので、住所と氏名を教えてください」「台風が近づいているので、消防職員を向かわせます。住所を教えてください」と言い、個人情報聞き出すようします。消防署では、このような電話はしませんが、消防署の職員をかたる不審な電話がかかってきた場合には、すぐにご連絡ください。

【問合せ】危機管理課事業推進係(本庁舎4階) ☎(5273)31874、四谷 ☎(3357)0119・牛込 ☎(3267)0119・新宿 ☎(3337)0119の各消防署へ。

みんなでつくり 認知症になっても 安心して暮らせるまち

認知症は、アルツハイマー病や脳血管性の病気などが原因で起こる脳の障害です。区では、認知症になってもご本人や家族が安心して暮らせるよう、認知症高齢者を地域で支えるしくみづくりを進めています。認知症の早期発見と対応には、正しい理解が重要です。相談や講座を「活用ください」。

【日時】1月8日(木)午後2時30分～4時30分
【対象】区内在住で「最近もの忘れが多い」と心配のある方、4名

【相談医】新宿区医師会認定「認知症の忘れ相談医」
【会場】申込み電話で四谷高齢者総合相談センター(三栄町25) ☎(5367)6770へ。先着順。

【認知症サポーター養成講座】
認知症の正しい理解と対応を学びます。受講した方には認知症サポーターの印であるオレンジリング(下図)をお渡しします。

【日時】1月30日(金)午後2時～3時30分
【会場】区役所第1分庁舎6階人材育成センター
【対象】区内在住・在勤・在学の方、60名



【申込み】電話で高齢者福祉課高齢者支援係(本庁舎2階) ☎(5273)4594へ。先着順。

【申込先】電話で高齢者福祉課高齢者支援係(本庁舎2階) ☎(5273)4594へ。先着順。

【会場】申込み当日直接、西落合図書館(西落合4-13-17)へ。

【日時】1月11日(日)午後3時～4時
【対象】4歳以上の未就学児、小学生、各10名
【内容】「もりとくら」(ノタン)などのかるた取り、百人一首で坊主めくり

【会場】申込み当日直接、西落合図書館(西落合4-13-17)へ。

【日時】1月23日(金)午前10時～12時
【対象】区内在住で1歳～3歳のお子さんの保護者、15名
【内容】言語聴覚士の話「ことばをいなくむ」

【会場】申込み電話で四谷保健センター(三栄町25) ☎(335)15161へ。先着順。託児あり。

都心共同住宅供給事業 住宅の共同建て替えを支援します

「土地が狭く、不整形だ」「道路に接していないため建て替えができない」などの場所を、隣同士が敷地を一体として活用し、共同で住宅を建て替えるために支援します。応募要件等詳しくは、お問い合わせください。

【選定方法等】応募のあった事業計画から、地域特性や事業内容等を考慮し、補助対象候補の事業を採択します。その計画が、東京

【土地が狭く、不整形だ】
【道路に接していないため建て替えができない】などの場所を、隣同士が敷地を一体として活用し、共同で住宅を建て替えるために支援します。応募要件等詳しくは、お問い合わせください。

【問合せ】地域整備課(本庁舎7階) ☎(5273)3842へ。相談は随時受け付けています。

【対象】2年以上区内在住の地権者で、この事業による共同建て替え後も権利のある方

【選定方法等】応募のあった事業計画から、地域特性や事業内容等を考慮し、補助対象候補の事業を採択します。その計画が、東京

【問合せ】地域整備課(本庁舎7階) ☎(5273)3842へ。相談は随時受け付けています。

【対象】2年以上区内在住の地権者で、この事業による共同建て替え後も権利のある方

【選定方法等】応募のあった事業計画から、地域特性や事業内容等を考慮し、補助対象候補の事業を採択します。その計画が、東京

はがき・ファックスの記載例

①講座・催し名
②干・住所
③氏名(ふりがな)
④電話番号

講座・催し等の申し込み

※あて先は各記事の申し込み先へ。
※費用の記載のないものは、原則無料。

(往復はがきには、返信用にも住所・氏名)

学習会「女性の貧困は子どもの貧困」

区消費者活動促進等助成事業
【日時】1月16日(金)午後1時30分～3時30分
【会場】新宿消費生活センター1分庁舎

【対象】区内在住・在勤の方、20名
【費用】150円(材料費ほか)

【共催】新宿環境リサイクル活動の会

【日時】1月17日(土)午後1時～4時
【対象】区内在住・在勤の方、20名の会

【会場】申込み(往復はがき)に4枚の解

リサイクル講座

【日時】1月23日(金)午後2時～4時
【会場】申込み(往復はがき)に4枚の解

【日時】1月23日(金)午後2時～4時
【会場】申込み(往復はがき)に4枚の解

【日時】1月23日(金)午後2時～4時
【会場】申込み(往復はがき)に4枚の解

成年後見人講座

【日時】1月16日(金)午後7時～9時
【内容】在宅医療、意思決定支援、医療関係者と後見人等との連携を解説(木下朋雄 曙光会コンファオガーター)電話で院長がき

【日時】1月23日(金)午後2時～4時
【会場】申込み(往復はがき)に4枚の解

国際こども音楽祭

【日時】1月17日(土)午後1時30分～3時30分
【内容】若松地域の学校で学ぶ子どもたちのステージ(合唱、ハンドベル、和太鼓、韓国民謡、ダンスほか)

【会場】申込み当日直接、若松地域センター(若松町12-1) ☎(3209)6030へ。

土地取引には 届出が必要な場合があります

区内で土地取引をする場合一定の要件に該当するときは届出が必要です。

【国土地利用計画法に基づく届出】
2千㎡以上の土地の売買等の契約をした場合、土地等の権利取得者は、契約締結日から2週間以内に届出が必要です。

【届出先】問合せ地域整備課(本庁舎7階) ☎(5273)3593へ。詳しくは、新宿区ホームページでもご案内しています。

27年1月 国民健康保険高額療養費制度 診療分から 70歳未満の方の自己負担限度額が変わります

●12月診療分までの70歳未満の方の自己負担限度額

所得区分(年額)	自己負担限度額	
	過去1年間に自己負担限度額を超えた受診が3回までの世帯	過去1年間に自己負担限度額を超えた受診が4回以上の世帯
上位所得世帯	600万円を超える世帯 15万円+(医療費-50万円)×1%	8万3,400円
一般世帯	600万円以下の世帯 8万100円+(医療費-26万7,000円)×1%	4万4,400円
住民税非課税等世帯		3万5,400円

●1月診療分からの70歳未満の方の自己負担限度額

所得区分(年額)	自己負担限度額	
	過去1年間に自己負担限度額を超えた受診が3回までの世帯	過去1年間に自己負担限度額を超えた受診が4回以上の世帯
901万円を超える世帯	25万2,600円+(医療費-84万2,000円)×1%	14万100円
600万円超～901万円の世帯	16万7,400円+(医療費-55万8,000円)×1%	9万3,000円
210万円超～600万円の世帯	8万100円+(医療費-26万7,000円)×1%	4万4,400円
210万円以下の世帯		5万7,600円
住民税非課税等世帯		3万5,400円

※所得の申告がない方がいる世帯は「901万円を超える世帯(26年12月31日までの診療分は上位所得世帯)」とみなされます。

12月は21日 日曜日の区役所本庁舎窓口開設

平日に来庁できない方のため、毎月4日曜日に本庁舎の窓口を開設し、一部の事務を取り扱っています。12月の第4日曜日は年末年始の閉庁日にあたるため、12日は第3日曜日の21日に窓口の一部開設します。

【開設時間】午前9時～午後5時

【取得】戸籍簿(非課税)証明書(本庁舎4階) ☎(5273)4139へ。

【取得】戸籍簿(課税)証明書(本庁舎4階) ☎(5273)4139へ。

【取得】戸籍簿(課税)証明書(本庁舎4階) ☎(5273)4139へ。

12月21日(日)は国民健康保険料の 休日納付相談も実施します

保険料未納の状態が続くと、次の保険証更新時に、通常より有効期限の短い保険証や資格証明書に切り替わる場合があります。また、差し押さえなどの滞納処分を行うこととなります。この機会に相談と保険料の支払いにお願いいたします。

【開設時間】午前9時～午後4時

【問合せ】総務課戸籍係(本庁舎1階) ☎(5273)3509へ。

区役所本庁舎のエレベーターは 一部の利用を休止します

エレベーターの耐震性能を向上させ、新しくする工事を行います。3台のエレベーターのうち、1台ずつ利用を休止します。

【問合せ】総務課戸籍係(本庁舎1階) ☎(5273)3604へ。